

## 規 則

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十九号

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規

則（平成二十四年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

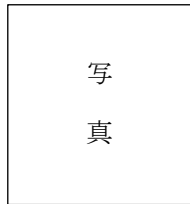
別記様式

身 分 証 明 書

第 号

年 月 日

次の者は、地方税法第396条第1項の規定により質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める権限を有する職員であることを証明する。



所属・職名

氏 名

有 効 期 限

埼玉県知事

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。